

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名	所在地			
河原ビューティモード専門学校		平成19年3月30日	河原 成紀	〒 790-0001 (住所) 愛媛県松山市一番町一丁目1番地1 (電話) 089-915-5578			
設置者名		設立認可年月日	代表者名	所在地			
学校法人河原学園		昭和60年10月21日	河原 成紀	〒 790-0001 (住所) 愛媛県松山市一番町一丁目1番地1 (電話) 089-943-5333			
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度		
衛生	衛生専門課程	トータルビューティ学科エステ&アロマコース	令和 2(2020)年度	-	平成26(2014)年度		
学科の目的	本学科ではエステティシャンやアロマセラピストとしての専門知識や技術を習得する能力及び、高度な接客技術を身に付ける。						
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	AJESTE認定上級エステティシャン						
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技
2	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 74 単位	38 単位	単位	36 単位	単位	単位
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率			
160 人	15 人	0 人	0 %	0 %			
就職等の状況	■卒業生数(C)		5 人				
	■就職希望者数(D)		5 人				
	■就職者数(E)		5 人				
	■地元就職者数(F)		4 人				
	■就職率(E/D)		100 %				
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		80 %				
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		100 %				
	■進学者数		0 人				
	■その他						
	(令和 5 年度卒業者に関する令和 6 年 5 月 1 日時点の情報)						
■主な就職先、業界等		(令和5年度卒業生) エステティックサロンに就職する。					
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載		無				
当該学科のホームページURL	https://beauty.kawahara.ac.jp/academics/total_beauty_e/						
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)						
	総授業時数					単位時間	
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数					単位時間	
	うち企業等と連携した演習の授業時数					単位時間	
	うち必修授業時数					単位時間	
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数					単位時間	
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数					単位時間	
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)					単位時間	
	(B: 単位数による算定)						
	総単位数					74 単位	
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数					8 単位		
うち企業等と連携した演習の単位数					0 単位		
うち必修単位数					74 単位		
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数					8 単位		
うち企業等と連携した必修の演習の単位数					0 単位		
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)					4 単位		
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)					1 人	
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)					1 人	
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)					0 人	
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)					0 人	
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)					0 人	
	計					2 人	
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数					2 人		

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

本学科は、実践的かつ専門的な高度職業教無育を行う観点から、業界における人材の専門性に関する動向、実務に関する知識・技術・技能などを、企業等からのヒアリング・アンケートや教育課程編成委員会で広く意見を求め十分に把握・分析した上で、よりよい教育課程を編成するため、新たな授業科目の開設を含め、現在の授業内容や方法の改善並びに工夫につなげる。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は、現状の本学科の教育課程の編成について、企業・業界団体等との連携により、企業等から必要となる最新の知識・技術・技能等について意見を求め、その意見を学内においてカリキュラム編成に十分活かす場として位置づけている。また教務系会議の中核的委員会として位置づけ、前期末、後期末の総括会議(科目検討、シラバス検討、コマシラバス検討、授業法検討など)において、計画上の可否、実行上の可否判断に関連外部実務家の意見をたえずフィードバックさせる会議体として機能させることとして

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和5年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
鎌田 麻央	日本エステティック協会	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	①
加藤 キクミ	株式会社伊予鉄高島屋	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	③
古川 寛子	BelleLien	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	③
白石 隆保	河原ビューティモード専門学校	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	—
露口 武志	河原ビューティモード専門学校	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	—
宇和川 稔浩	河原ビューティモード専門学校	令和5年4月1日～令和6年3月31日(2年)	—
能田 美奈	河原ビューティモード専門学校	令和5年4月1日～令和6年3月31日(2年)	—
森田 知実	河原ビューティモード専門学校	令和5年4月1日～令和6年3月31日(2年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(11月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和5年11月8日 17:00～18:00

第2回 令和6年3月22日 15:00～16:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

メイク、エステ、ネイルともに応用技術を強化し、専門の非常勤講師にお願いする。

就職に特化したカリキュラムを取り入れ、1年生から就職への意識改革をするための授業にする。

現場での実習ではコミュニケーション不足が懸念されるため、独自のグループワーク指導や、姿勢や話し方などを再度見直しが必要になる。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針
 ・当該企業の管理職の適切な指導監督の下で、実際のサロン及び販売店の専門業務、附属業務を体験させ、学生に、実際の現場業務を体験させること。
 ・事前に、サロン及び販売店での実習にあたり、留意すべき点を理解させておく。
 ・実習受入先について、その概要を学生に事前調査させ、サロン及び販売店の実際の学ばせること。
 ・1名の管理職に指導監督してもらう学生は2名までとし、実習中の毎日、実習終了後には、個別の指導記録を作成、評価してもらうこと。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容
 ※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記
 ・現場実習
 愛媛県内の化粧品販売所、エステサロン、ネイルサロン等で実務実習を実施。令和元年度は1年生で33時間(4日間)をかけて化粧品販売所、エステティックサロン内における実習を実施。学生が修得した技術について企業側に連絡し、実習中に従事させることが可能な業務を実施。実習評価表に従事可能な業務について評価欄を設け、指導監督にあたる管理職に評価を受けている。
 ・実習授業
 ①愛媛県内のサロン従事者を非常勤講師に招いて実習授業を行った。(一部に理論を含む)詳細は以下の通りである。
 ヘアアレンジ、アロマテラピー、ネイル、着付け、ジェルネイルに関する実習及び理論の授業を行った。学期末に試験を行い評価している。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
ビューティサロン現場実習	実際の職場で目指す職業の具体的な業務内容や心掛けておくべき事を体験。	本科目ではアロマテラピー検定2級及び1級の試験内容を取り扱い、アロマテラピーの正しい知識を身につけさせることを目的とする。アロマテラピーの歴史、種類、効果、アロマテラピーの効果、効果等、エステティックとの関わりを捉える	株式会社伊予鉄高島屋、株式会社松山三越、株式会社レイ薬局 他
エステサロン実習	実際のエステサロンにおける業務の実習及び理論	1年次の就業体験をもとに、より高度な接客の経験を積むため、現場実習に出向く。	BelleLien 他
アロマテラピーパルファム検定対策Ⅰ、Ⅱ	アロマテラピーに関する実習及び理論	本科目ではアロマテラピー検定2級及び1級の試験内容を取り扱い、アロマテラピーの正しい知識を身に	アロマパルファンヌマミ

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的にやっていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針
 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記
 ・エステティックサロン及び化粧品販売店で新入社員に、実際にもとめられる能力、技能について正確な情報を得て、学生に対する指導に活用できる研修を実施すること。
 ・エステティック業、化粧品販売店において、先端の技術について、常にその実情を把握でき、学生に指導できるような技術を修得できる研修を実施すること。
 ・優れたメイク技術、トリートメント技術及び販売技術は、経験によってのみ得られるものではなく、科学的、合理的な方法によって把握されるものであることを学生に正確に伝える技術を身に付ける研修を実施すること。
 ・コア資格の実技課題を学生に修得させるための、教授法を身に付ける研修を実施すること。
 ・教職員の研修等に関しては、学校法人河原学園教職員研修規程に定めている。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等
 研修名: 日本エステティック協会認定校会議 連携企業等: 日本エステティック協会
 期間: 令和6年3月1日 対象: エステコース教員
 内容: 資格制度と教育内容について

② 指導力の修得・向上のための研修等
 研修名: 河原学園新人教員研修 連携企業等: -
 期間: 令和5年4月から8月にかけて15回実施 対象: 学園新人教員
 内容: 教育理念、コンプライアンス、ICT活用、遠隔授業、専修学校制度、職業実践専門課程概要、シラバスとコマシラバス、授業成果評価

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等
 研修名: 認定エステティシアン資格試験対策 連携企業等: 日本エステティック協会
 期間: 令和6年8月～令和7年1月 対象: エステコース教員
 内容: 協会資格取得のための実技とコンサルテーションの指導

② 指導力の修得・向上のための研修等
 研修名: 河原学園新人教員研修 連携企業等: -
 期間: 令和6年4月から8月にかけて15回実施 対象: 学園新人教員
 内容: 教育理念、コンプライアンス、ICT活用、遠隔授業、専修学校制度、職業実践専門課程概要、シラバスとコマシラバス、授業成果評価

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校関係者評価は、自己点検評価の客観性・信頼性や社会的ミッションの取り込みを加速させる取り組みでなければならない。そのことにより、組織的、継続的な学校改善に実質的に寄与する自己点検評価の質的向上を図ることとする。またステークホルダーとしての関係者評価にとどまらず、将来的には、関係者を越えた第三者評価に発展しうる質の高い関係者評価を目指すこととする。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	5. 教育理念・目的
(2) 学校運営	7. 組織・管理運営
(3) 教育活動	3. 教育
(4) 学修成果	2. 基本指標
(5) 学生支援	8. 学生支援
(6) 教育環境	1. 設置基準項目
(7) 学生の受入れ募集	9. 学生の受け入れ
(8) 財務	11. 財務
(9) 法令等の遵守	7. 組織・管理運営
(10) 社会貢献・地域貢献	10. 学校教育以外の諸活動
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

- ・公開した国家試験合格率、休退学率、就職実績等の数値についてのご意見をもとに、次年度の学校運営の計画を策定している。
- ・より詳細なデータ公開の要望を受けた指標については、次年度に向けデータ収集の仕組の構築に着手している。
- ・カリキュラムについての要望にこたえるべく、その改善計画を策定している。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
管尾 美香		令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	保護者
小野 康生	株式会社ジープ	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	卒業生
高橋 祐介	株式会社ミラビスイースト	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員
正岡 健一	株式会社にしはら	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員
土居 孝司	株式会社iDA	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	教育課程編成委員会委員
矢野 正裕		令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	地域有識者
三浦 裕治	松山東雲中学・高等学校 教頭	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	高等学校関係者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://beauty.kawahara.ac.jp/disclosure/>

公表時期: 令和6年10月1日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

高度な職業教育への研鑽を組織的、継続的に推進するためには、組織的、継続的な企業連携が必須とわれわれは考えている。その連携を有意義なものとするためには、企業にとって、学校の教育人材目標やその現状が体制として見えやすいものになっていなければならない。教育課程編成会議、学校関係者評価会議などの会議規程の透明性や開放性はものより、自己点検評価の各指標全体が検証可能な透明性や開放性を持つことが、そのためにも必須である。その方針の下、われわれは以下の連携指標をもつこととする。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	1. 設置基準項目 2. 基本指標
(2) 各学科等の教育	3. 教育
(3) 教職員	1. 4. 教員等に関する事項 3.1. 教育のための組織と文書管理
(4) キャリア教育・実践的職業教育	3. 教育
(5) 様々な教育活動・教育環境	10. 学校教育以外の諸活動 1.3. 施設設備に関する事項
(6) 学生の生活支援	8. 学生支援
(7) 学生納付金・修学支援	1.5. 財務に関する事項 8学生支援
(8) 学校の財務	11. 財務
(9) 学校評価	5. 4. 「理念と教育方針」等に関する点検評価と改善計画
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他()

URL: <https://beauty.kawahara.ac.jp/disclosure/>

公表時期: 令和6年10月1日

授業科目等の概要

(衛生専門課程 トータルビューティ学科エステ&アロマコース)																	
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
1	○			トータルビューティ基礎技術論Ⅰ	公衆衛生、栄養学を学び認定試験に向けて理解しお客様のお悩み改善、自分自身を守るために衛生管理しかり行う。	1前	64	4	○			○	○				
2	○			トータルビューティ基礎技術論Ⅱ	化粧品学、皮膚科学を学び認定試験に向けて理解しお客様のホームケアやコース設定に役立てていく。	1後	64	4	○			○				○	
3	○			トータルビューティ応用技術論Ⅰ	食物の栄養と健康の関係を知り、エステティック施術後の良い状態を保つためのアドバイスに応用できる知識を身につける。	2前	60	4	○			○				○	
4	○			トータルビューティ応用技術論Ⅱ	エステ事業所における衛生管理の意義を把握し、衛生面での配慮、消毒法、健康維持についての重要性を捉える。	2後	66	4	○			○				○	
5	○			エステ基礎技法Ⅰ	人体のしくみ、構造の働きの基本として、身体の構成と身体設計図、身体を構成する物質について扱う。そのうえで、エステティック施術を正しく行うために必要な、骨格・筋肉・血管・リンパ・神経については一歩踏み込んで扱う。	1前	60	4	○			○				○	
6	○			エステ基礎技法Ⅱ	人体のしくみ、構造の働きの基本として、身体の構成と身体設計図、身体を構成する物質について扱う。そのうえで、エステティック施術を正しく行うために必要な、骨格・筋肉・血管・リンパ・神経については一歩踏み込んで扱う。	1後	60	4	○			○				○	
7	○			エステ応用技法Ⅰ	検定試験科目以外のマッサージやパック・マスクなどの化粧品によるお手入れを行う。エステティックサロンの現場でメニューに取り入れられているエステティック技術や世界の伝統療法トリートメントを主に扱う。	2前	50	3	○			○					○
8	○			エステ応用技法Ⅱ	検定試験科目以外のマッサージやパック・マスクなどの化粧品によるお手入れを行う。エステティックサロンの現場でメニューに取り入れられているエステティック技術や世界の伝統療法トリートメントを主に扱う。	2後	50	3	○			○					○
9	○			SNS表現技法	ソーシャルメディアを中心としたインターネットを活用するための基本的な手法から、それらを活用するためのモラルの向上、効果的な情報発信の基礎までを学習する。	1前	30	2	○			○					○
10	○			ビューティサロン現場実習	エステティックサロン、痩身サロン、脱毛サロン等に於ける業務を詳細に体験することができるよう、実際の企業に出向いて就業体験を積む。	1通	60	2				○				○	○
11	○			アロマセラピーパルファム検定対策Ⅰ	本科目ではアロマセラピー検定2級及び1級の試験内容を取り扱い、アロマセラピーの正しい知識を身につけさせることを目的とする。アロマセラピーの歴史、種類、効能、アロマセラピーの効果、効能等、エステティックとの関わりを捉える	1前	30	1				○	○				○
12	○			アロマセラピーパルファム検定対策Ⅱ	本科目ではアロマセラピー検定2級及び1級の試験内容を取り扱い、アロマセラピーの正しい知識を身につけさせることを目的とする。アロマセラピーの歴史、種類、効能、アロマセラピーの効果、効能等、エステティックとの関わりを捉える	1後	30	1				○	○				○
13	○			アロマセラピーパルファム検定対策Ⅲ	本科目ではアロマセラピー検定2級及び1級の試験内容を取り扱い、アロマセラピーの正しい知識を身につけさせることを目的とする。アロマセラピーの歴史、種類、効能、アロマセラピーの効果、効能等、エステティックとの関わりを捉える	2前	60	2				○	○				○

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件： 上	行われた定期試験でC評価以上を取得して所要の単位を取得すること。	1学年の学期区分	2期
履修方法：	所定の教育課程のすべての科目を履修し定期試験を受けること。	1学期の授業期間	21週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。